資料２

説　明　資　料

土木部道路保全課

道路管理瑕疵事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることの委任専決処分について

１　委任専決事項

道路管理瑕疵事故の損害賠償について和解し、その額を定めること。

２　委任専決月日

事例１　令和８年10月30日（金）

事例２　令和８年10月29日（木）

３　損害賠償額

事例１　1,587,086円

事例２　1,221,432円

４　事故の概要

(1)事例１

ア　発生日時

令和５年２月20日（月）　午後７時頃

イ　発生場所

川西市寺畑１丁目12-５地先

一般県道花屋敷停車場線

ウ　相手方（年齢等は当時のもの）

64歳　女性

エ　発生状況

事故当事者が、県道を北に向かって、側溝上のグレーチング部を歩行中、グレーチングが設置されていない箇所に気づかず側溝に転落し負傷した。

(2)事例２

ア　発生日時

令和８年４月20日（月）午後４時30分頃

イ　発生場所

丹波市山南町小野尻823番地先路上

主要地方道多可柏原線

ウ　相手方（年齢等は当時のもの）

51歳　男性

エ　発生状況

事故当事者が県道を大型貨物自動車で南進していたところ、進行方向左側の竹藪から斜め45度に傾いて道路上に倒れていた枯竹に衝突し、左サイドミラー及び車両屋根を損傷した。